

企業物価調査

【統計法第 25 条に基づく統計調査】

【実施機関】

日本銀行調査統計局物価統計課

【目的】

個別銘柄の価格を調査し、企業物価指数作成のための基礎資料を得ることを目的とする。

【調査の構成】

1－価格調査票(国内・輸出・輸入)

1－価格調査票(国内・輸出・輸入)

【調査対象】

(地域)全国(品目ごとに代表的な産地等を踏まえて選定。なお、品目とは、企業物価指数で作成・公表している指数の最小単位。) (単位)企業 (属性)生産者、卸売業者、輸出入業者 (抽出枠)会社四季報、業界団体名簿及び業界からのヒアリング等

【調査方法】

(選定)有意抽出 (客体数)3,000 (配布)郵送 (収集)郵送 (記入)自計 (把握時)1か月間の実績 (系統)日本銀行一報告者

【周期・期日】

(周期)月 (実施期日)翌月の1日

【調査事項】

1. 銘柄、2. 価格条件(表示通貨、受渡条件・数量単位等)、3. 調査価格

(平成 25 年 11 月更新、総務省統計局「統計法令に基づく統計調査の承認及び届出の状況」:
平成 24 年 3 月 9 日承認)